

海外渡航届

平成 年 月 日

学部長 (研究科長) 殿

平成 年度入学

学部
研究科

学科・課程
専攻 (学生番号)

コース (昼・夜)
) 男・女

氏名

印

(学生生活担当教員・指導教員名)

下記のとおり渡航しますので、お届けします。

また、渡航にあたり、

指導教員等へ事前に渡航予定の連絡を行いました。

はい (必須)

保護者等の家族に日程表などを渡し、家族は本渡航について了解しています。

はい (必須)

渡航目的 (□に を入れてください)

① <input type="checkbox"/> 海外での学術調査	
② <input type="checkbox"/> 授業 (愛媛大学での授業科目名: _____))
③ <input type="checkbox"/> 研修 (短期語学研修・文化研修・インターンシップ・国際会議出席))
④ <input type="checkbox"/> 留学 (学校名: _____))
⑤ <input type="checkbox"/> 一時帰国 (留学生等が母国へ一時帰国))
⑥ <input type="checkbox"/> その他 (観光))

予定期間	・	
渡航先 及び 予定日程	月/日	国名/都市名 ※協定校等訪問機関がある場合はその機関名
引率者(有・無)	氏名() (指導教員・その他()) 携帯番号() e-mail()	
緊急時の 連絡先等	E-mail: _____	
	国際通話の可能な携帯電話を有している場合、その番号 本人() 同行者()	
	国内(必ず記載) ※未成年者の場合は親権者の同意を必ず得ること。 氏名: _____ 住所: _____ TEL: _____ E-mail: _____	
	旅行会社名・斡旋会社名: _____ TEL: _____	
コピーの提出 (必須)	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 海外旅行傷害保険 パスポート未取得・保険未加入の場合は、後日提出してください。	
日本国内における奨学金	<input type="checkbox"/> JASSO一種 <input type="checkbox"/> JASSO二種 <input type="checkbox"/> その他(名称: _____) <input type="checkbox"/> 無 【※裏面注意事項5】	
外務省海外渡航 サービスへの登録 (必須)	いずれかの□にチェックしてください。 (<input type="checkbox"/> たびレジ (3ヶ月未満の渡航) に登録しました。 <input type="checkbox"/> ORR net (3ヶ月以上の渡航) に、登録する予定です*。) 「たびレジ」または「ORR net」のどちらかに必ず登録してください。 ORR net は渡航後、住所を定めてからでないと登録できません。 登録URL : https://www.ezairyu.mofa.go.jp/	
備考		

■海外渡航届提出の目的

海外で災害・テロ、感染症発生等の緊急事態が発生した際に、愛媛大学から該当地域へ渡航中の学生の安否確認を迅速に行うためのものです。記載いただいた個人情報については、海外渡航の危機管理に関する利用目的以外の用途には利用いたしません。

【注意事項】

1. 「緊急時の連絡先等」欄には、旅行中の国内での連絡者氏名及び旅行会社名等を必ず記入してください。また、留学中に連絡のとれるメールアドレス、国際通話の可能な携帯電話を有している場合にはその番号、海外での滞在地等がわかっている場合にはその住所等を記してください。
2. 「日程」は渡航期間中の日程、経路及び滞在地等を具体的に記入してください。
3. 上記1及び2の事項について欄内への記載が困難な場合は、任意の書式に記載したものを本届出に添付してください。
4. 海外旅行保険の補償は十分ですか。
外国で病院にかかると自由診療の扱いになり、国によって医療費が高額になることがあります。加入する保険を大学が指定することありませんが、万が一に備えて、十分な補償を受けられる海外旅行保険に加入してください。加入の際には、治療費、救援者費用の補償額をよく確認してください。クレジットカードの付帯保険は、治療費、救援者費用の補償額が十分でなくお勧めできません。また、留学先の大学から保険に加入するよう指示があった場合には、加入のしおり等で必ず補償の範囲と補償額を確認してください。
5. 奨学金を受けている場合は、各キャンパスの奨学金担当窓口で、休止または継続などの手続について確認してください。
6. 日本大使館等に在留届を提出してください。
外国に住所または居所を定めて3か月以上滞在する人は、旅券法第16条により、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に速やかに在留届を提出することが義務付けられています。日本国大使館等が所在地や緊急連絡先を確認して安否の確認、緊急連絡、救援活動、留守宅への連絡等が迅速に行えるよう忘れずに提出してください。
また、何かあった時のために日本大使館等の緊急連絡先は必ず控えておいてください。
7. 帰国後は、直ちに「海外渡航帰国届」（別紙：様式2）を提出してください。